

平成16年2月 定例会（第270回）  
3月24日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

地方税財源充実のための改革実現に関する意見書（案）

平成16年 2月 定例会（第270回）

平成十六年

第二百七十回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成十六年三月二十四日（水曜日）午後一時四分開議

由本知己・北中路子速記

-----  
出席議員（四十六名）

一番 浅川清仁	二番 上村庄三郎
三番 菅野泰功	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 井岡正徳	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 鍵田忠兵衛
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 大保親治
三三番 欠員	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 小林 喬
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四六番 中村 昭	四七番 梶川虔二
四八番 川口正志	

-----  
欠席議員（一名）

四五番 山本保幸

-----  
議事日程

一、平成十六年度議案、議第一号ないし議第四十二号、及び平成十五年度議案、議第八十三号ないし議第九十一号、報第二十七号、報第二十八号、並びに請願第四号

一、意見書決議

-----  
○議長（米田忠則） これより本日の会議を開きます。

-----  
○議長（米田忠則） 初めに、去る三月二十一日ご逝去されました故上田順一議員の御霊に対し、心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りするため、謹んで黙禱をささげたいと存じます。

一同、ご起立願います。

（一同起立）

黙禱。

（一同黙禱）

黙禱を終わります。

ご着席願います。

-----  
○議長（米田忠則） お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、監査委員から、財務監査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、平成十六年度議案、議第一号ないし議第四十二号、及び平成十五年度議案、議第八十三号ないし議第八十九号、報第二十七号、報第二十八号、並びに請願第四号を一括議題とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十八番辻本黎士議員。

◆二十八番（辻本黎士） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月十一日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成十六年度奈良県一般会計予算」、「平成十六年度奈良県立医科大学費特別会計予

算」ほか十四特別会計予算及び条例その他の議案並びに「平成十五年度奈良県一般会計補正予算（第四号）」、「平成十五年度奈良県立医科大学費特別会計補正予算（第二号）」、「平成十五年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号）」及びその他の議案について議会の持つ審査・監視機能の重要性を踏まえ、柿本知事をはじめ関係理事者の出席のもと、七日間にわたり鋭意審査並びに調査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることといたします。

まず、平成十六年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号ないし議第十六号についてであります。歳入面では、国税収入の伸びが見込めないこと等により地方財政計画全体の規模の抑制が図られたことや「三位一体の改革」等の影響により、国庫補助負担金の一般財源化に見合う税源移譲予定特例交付金は新たに設けられたものの、国庫補助負担金、地方交付税及び臨時財政対策債が大幅な減少となりました。また、県税収入についても、個人県民税の減収などを反映して、依然として昭和六十三年度当時の水準に低迷するなど、従来とは比較にならないほどの厳しい財源状況となっております。

一方歳出面では、自主的な給与抑制を実施されている中、引き続き職員定数の減に努めること等により、人件費については減となったものの、公債費が引き続き増加することに加え、教育、福祉、健康、安心・安全、環境、文化、産業、基盤整備などの各分野において相当額の財政需要が見込まれ、地方交付税等の大幅減と相まって著しい財源不足が生じた中での予算編成となっております。

このため、新年度の予算編成に当たっては、「新行財政改革大綱」「財政健全化指針」等の推進に着実に取り組むことを基本に、行政評価による費用対効果の検証などを徹底し、事業全般にわたる見直し、経費全般の節減合理化、施策・事業の優先順位の見極めなどを厳しく行われたところであります。なお不足する財源の補填として、財源対策債を増発するほか、地域再生事業債を新たに発行するなど、県債の大幅な増発を行い、さらに、財政調整基金及び県債管理基金を百五十億円取り崩すことにより、収支の均衡を図られたものであります。

このように、従来とは全く様相を異にする厳しい財政環境のもと、「奈良県新総合計画後期実施計画」を着実に実行しつつ、「人」「県土」「遺産」の三つを今後の県政における戦略資源と捉え、これらを活用しての施策展開により、「世界に光る奈良県」を目指すこととされ、また、今後とも安定度の高い県政執行を目指し、二十年から三十年先の目標設定となる「新しい長期ビジョン」を平成十七年度中に策定することとされたうえ、経済・雇用対策をはじめ本県が直面する諸政策課題に積極的に取り組むなど、各般にわたるきめ細かい配慮を加えながら、新年度予算が編成されたものと評価するところであります。

なお、新年度から「公債管理特別会計」を設置し、同会計で借換債を発行することとされたことは、各年度の一般会計における実質的な歳入歳出規模や公債費負担の明確化を図るうえからも評価するものであります。

これらの結果、新年度の一般会計予算案の規模は、四千九百八十六億二千八百万円、本年度当初予算に対して、三・四%の減となったものであります。また、一般会計、特別会計及び企業会計の十六会計を合計した予算総額は、七千三百二十億円となっております。

また、平成十六年度の残余の議案、すなわち議第十七号ないし議第四十二号の条例その他の議案についてであります。これらは主として予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改廃等の措置であり、いずれも適切なものであります。

次に、平成十五年度議案について申し上げます。

議第八十三号は大滝ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について、議第八十四号ないし議第八十六号の一般会計補正予算及び特別会計補正予算については、中小企業金融対策、京奈和自動車道等の直轄道路事業費負担金など、諸般の事情あるいは各種事業の執行を見通した補正措置であり、議第八十七号ないし議第八十九号は請負契約の締結等、報第二十七号及び報第二十八号は専決処分の報告であります。これらは、いずれも必要な措置であるとの結論に達しました。

以上審査の結果、日本共産党委員から、平成十六年度議案、議第一号については、岩井川ダムなどの大型公共投資が推進され、暮らしと福祉のためには不十分な予算案であること、議第十八号については、職員の定数減となること、議第二十一号については、職員手当を減額すること、議第二十七号については、高校の授業料が値上げされること、議第二十九号については、看護師の修学資金の希望者が未だ見込まれること、議第三十一号については、消費生活相談窓口が統合されること、議第三十八号については、介護福祉士の修学資金の希望者が未だ見込まれること、さらに、平成十五年度議案、議第八十三号については、白屋地区の地滑り対策は国の負担とすべきとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもって、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、残余の議案、すなわち平成十六年度議案、議第二号ないし議第十七号、議第十九号、議第二十号、議第二十二号ないし議第二十六号、議第二十八号、議第三十号、議第三十二号ないし議第三十七号及び議第三十九号ないし議第四十二号並びに平成十五年度議案、議第八十四号ないし議第八十九号及び報第二十七号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決または承認することに決しました。また、報第二十八号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁によりおおむね承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することとしました。なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

一 財政の健全化に引き続き努めるとともに、森林環境税等の導入に向け具体的に検討を進められたいこと。

- 一 組織を超える横断的、複合的な課題が増加していることから、その対応にあたっては、部局間はもとより、市町村をはじめとした関係機関との連携をより一層強化されたいこと。
- 一 公社・事業団等については、これからの時代を見据え、NPOやボランティア団体との連携、民間への業務委託など種々の見直しについて検討するとともに、公の施設の改革については、採算性だけでなく、それぞれの公的な役割を踏まえ計画的に推進されたいこと。また、事務事業評価の一層の推進と、それとの整合を図りつつ政策評価を実施されたいこと。
- 一 地域社会における協働促進の観点から、NPO・ボランティア団体での県職員研修に取り組まれたいこと。
- 一 職員の処遇の見直しにあたっては、職員労働組合との適宜適切な意見交換に努められたいこと。
- 一 様々な広報手段を活用し、広く県民に施策・事業内容の周知徹底を図るとともに、県民ニーズの的確な把握になお一層努められたいこと。
- 一 市町村合併については、地域の自主的・主体的合併を基本に積極的に取り組まれるとともに、合併しないという選択をした小規模自治体に対しても、引き続き、特色ある地域づくりのための支援を図られたいこと。
- 一 川上村白屋地区住民の本移転の早期実現と大滝ダムの早期完成を国に強く要望するとともに、治水・利水の影響が最小限となるよう関係機関との連携を一層強化されたいこと。
- 一 「国際文化観光・平和県」として、観光資源を活かした観光客の誘致を積極的に働きかけるほか、交通渋滞解消のための交通アクセスの整備を進めるとともに、奈良県観光産業活性化推進会議での議論を踏まえ、二十一世紀の観光戦略を構築されたいこと。
- 一 首都機能移転については、二十一世紀にわが国が輝くための重要なプロジェクトであり、一層広報活動等を推進するとともに、早期実現が図られるよう国に強く要望されたいこと。
- 一 保育所入所待機児童の解消、児童虐待防止対策、幼保一元化などについて、国への要請を強めるとともに、県においてもその充実に一層努めるほか、引き続き、少子化がもたらす影響について、県民に広く周知を図られたいこと。
- 一 介護保険制度の見直しにあたっては、利用者実態調査や市町村の意見なども把握するとともに、実態を反映した制度改正となるよう国に要望されたいこと。また、その他の諸事業についても、地域の実態を反映した施策となるよう強く国に訴えられたいこと。
- 一 安全で安心な医療を提供する視点から、医大附属病院及び県立病院におけるインフォームドコンセントの徹底、救急医療機関に関するより正確かつ迅速な情報提供などの体制整備に努められ、医療事故の防止に万全を期されるとともに、医薬分業についても一層推進されたいこと。

- 一 県民の健康づくりのため、健康体操の普及、生活習慣病予防、ウォーキングの定着などの推進に加え、野菜など食を通じた健康づくりを積極的に展開され、ひいては、医療費や介護保険料等の削減にも結びつくように努められたいこと。
- 一 多発する硫酸ピッチ、硫酸スラッジなどの不法投棄に対する監視をさらに強化するとともに、その除去への対応についても積極的に進められたいこと。
- 一 依然として失業率が高く、雇用情勢が厳しい状況にあることから、これらの対策を推進されたいこと。
- 一 商店街における空き店舗が増加していることから、その利用方策の検討など商店街活性化の取り組みに対するより一層の支援を行われたいこと。
- 一 大和高原工業団地の整備については、県内産業の活性化や雇用の促進、自主財源の確保などの観点から、その推進を図られたいこと。
- 一 中山間地域総合整備事業については、十七年度に終了するが、さらなる基盤整備が必要であるため、引き続き事業化されるよう国に強く働きかけられるとともに、県としてもその対応をされたいこと。
- 一 県が管理する勤労者福祉施設「いこいの村大和高原」の今後の運営のあり方について検討されたいこと。
- 一 鳥インフルエンザについては、消費者の不安を解消し、養鶏業者や流通・販売事業者等の経営の安定が図られるよう、発生の防止、検査体制の整備等の対策や危機管理体制の整備を図ること。
- 一 安心・安全な県産農畜産物を提供するため、その品質向上やトレーサビリティを導入した生産者の顔が見える仕組みづくりなどの取り組みを積極的に進めるとともに、食品の安全及び消費生活相談に一元的に対応するため新たに設置される食品・生活相談センターの機能を十分に発揮されたいこと。
- 一 地域の特性を生かした農業の振興を図るため、大和野菜のブランド化の普及・定着を進めるとともに、遊休農地の解消、担い手の確保や研究開発に対する支援を一層強化すること。
- 一 林業の振興を図るための諸施策を総合的に実施されるとともに、公共施設の木造・木質化など県産材の利用促進をなお一層図られたいこと。
- 一 県土の均衡ある発展、社会資本の充実推進に努められるとともに、景気対策の観点からも、道路や河川などの基盤整備を中心に、提案された諸事業について繰越のないよう年度内の執行に努められたいこと。
- 一 京奈和自動車道については、より一層、整備を促進するとともに、大和北道路のルートを早期に決定されるよう国に対し強く働きかけられたいこと。また、大和郡山ジャンクションの建設、京奈和自動車道並びにホスピス病棟建設に伴う周辺道路等整備にかかる地元要望に配慮されたいこと。

- 一 公共事業の入札にあたっては、手続きの合理化、公平性・競争性を確保する観点から、電子入札制度の導入について一層検討を進められたいこと。
- 一 地方分権が進む中、都市計画の策定にあたっては、まちづくりや村おこしがやりやすいように、積極的な情報提供を行うとともに、住民の意向にも十分配慮されたいこと。
- 一 東南海・南海地震が予測される中、学校などの公共施設や木造住宅の耐震対策に、なお一層取り組まれたいこと。
- 一 天理市二階堂小学校での出来事を的確に捉え、二度と起こることのないよう、教員の資質向上に努めるほか、関係機関との連携を一層密にされたいこと。
- 一 若年者の性感染症やエイズが増加していることに鑑み、児童・生徒に対する正しい知識の普及啓発を図るため、学校医や地区医師会と連携し、性教育の充実に努められたいこと。
- 一 いわゆる「オレオレ詐欺」被害を未然に防止するための対策を推進するとともに、県民への周知徹底を図られたいこと。
- 一 県警、学校、行政、地域が連携し、犯罪の防止はもちろん、犯罪を起こさない、安全で安心なまちづくりを進められたいこと。
- 一 大型商業施設進出に伴う交通安全対策に努めるとともに、生活道路の渋滞緩和を一層図られたいこと。

以上が、予算審査特別委員会の報告であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、所管の常任委員会に付託しました請願、並びに去る十二月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。一一十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代）（登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実ににつきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一三十二番大保親治議員。

◆三十二番（大保親治）（登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査いたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実ににつきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づ



き、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一二十二番岩田国夫議員。

◆二十二番（岩田国夫） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 次に、建設委員長の報告を求めます。一一十四番笹尾保博議員。

◆十四番（笹尾保博） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 次に、文教委員長の報告を求めます。一一二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る三月十一日の本会議におきまして文教委員会に付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、三月二十二日に委員会を開催し、付託されました請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、請願第四号「高校奨学金制度の改善・充実を求める請願」につきましては、賛成多数をもちまして、継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第九十六条第六項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米田忠則） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、平成十六年度議案、議第一号、議第十八号、議第二十一号、議第二十七号、議第二十九号、議第三十一号及び議第三十八号、並びに平成十五年度議案、議第八十三号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案八件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

次に、請願第四号について、文教委員長報告どおりに決することについて、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第四号については、文教委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成十六年度議案、議第二号ないし議第十七号、議第十九号、議第二十号、議第二十二号ないし議第二十六号、議第二十八号、議第三十号、議第三十二号ないし議第三十七号、及び議第三十九号ないし議第四十二号、並びに平成十五年度議案、議第八十四号ないし議第八十九号、報第二十七号及び報第二十八号については、予算審査特別委員長報告どおり、議会閉会中の審査事件については各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおりに決しました。

-----  
○議長(米田忠則) 次に、十五番神田加津代議員より、意見書第一号、地方税財源充実のための改革実現に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、神田加津代議員に趣旨弁明を求めます。――十五番神田加津代議員。

◆十五番(神田加津代) (登壇) 意見書第一号、地方税財源充実のための改革実現に関する意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

地方税財源充実のための改革実現に関する意見書(案)

「国から地方へ」の考え方にたち、地方分権の推進と地方自治の確立を図るため、政府はいわゆる三位一体改革を新年度より一歩踏み出したが、初年度としては極めて問題があると言わざるを得ない状況にある。

すなわち、政府は国庫補助負担金一兆円を削減する一方で、本格的な税源移譲を先送りし、暫定措置としての所得譲与税および税源移譲予定特例交付金を新たに設けたものの、その総額は、国庫補助負担金の削減額には遠く及ばず、しかも、地方交付税総額を大幅に削減したために、地方自治体は従来とは全く異なる厳しい財政状況に追い込まれている。地方の自由度を拡大するという理念のもと、その基盤となる安定的な地方税財源を確保する改革とはなっていないので、県ならびに各市町村は新年度予算編成の財源不足に対して、行政経費の削減では対応し切れず、基金の取り崩しなどにより綱わたりの財政運営を強いられている。

このため、総務省は二月初めに地域再生事業債の枠拡大や財政健全化債の弾力的運用を発表し、取り急ぎ対応策としたが抜本的な対応策とは言い難い。

よって、国におかれては、今後、真の地方分権につながる改革を着実に進めることが重要であり、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 一 地方交付税の総額の確保を前提として、地方交付税の調整機能の充実を図ること。
- 一 基幹税の充実を基本とした税源移譲の早期実現を図ること。
- 一 必要な財源措置を伴った国庫補助負担金の廃止・縮減を地方の意見を的確に踏まえた上で、着実に進めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま神田加津代議員から提案されました意見書第一号、地方税財源充実のための改革実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） 三十二番大保親治議員。

◆三十二番（大保親治） ただいま神田加津代議員から提案されました意見書第一号、地方税財源充実のための改革実現に関する意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、十五番神田加津代議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（米田忠則） 次に、十三番中野雅史議員より、意見書第二号、社会福祉施設等施設整備費の十分な財源措置を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、中野雅史議員に趣旨弁明を求めます。――十三番中野雅史議員。

◆十三番（中野雅史） （登壇）意見書第二号、社会福祉施設等施設整備費の十分な財源措置を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

社会福祉施設等施設整備費の十分な財源措置を求める意見書（案）

国においては、ゴールドプラン二十一に基づき、在宅福祉を基本として、介護サービス基盤の整備をはじめ、高齢者保健福祉施策の一層の推進を図られているところであり、本県においても、介護保険事業支援計画及び老人保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホームをはじめ、介護サービス基盤の整備などを積極的に推進しているところである。

先般、平成十六年度における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議基準が示されたが、その内容には、新規事業に関する協議額の範囲が定められ、また協議対象を平成十七年度必要定員総数内とされるなど施設整備費事業の進め方と大きくかけ離れた内容となっており、このままでは計画全体の見直しを迫られるだけではなく、特別養護老人ホーム入所希望者の大幅な増加への対応をはじめ、地域の介護需要を踏まえた介護保険事業支援計画の達成など、福祉行政に多大なる影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、本県の介護保険事業支援計画及び老人保健福祉計画を円滑に推進するため、社会福祉施設整備費については十分な財源措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（米田忠則） 七番藤本昭広議員。

◆七番（藤本昭広） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第二号に賛成します。

○議長（米田忠則） 二十番高柳忠夫議員。

◆二十番（高柳忠夫） ただいま中野雅史議員から提案されました意見書第二号、社会福祉施設等施設整備費の十分な財源措置を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、十三番中野雅史議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起る)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長(米田忠則) 次に、四十六番中村昭議員より、意見書第三号、消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、中村昭議員に趣旨弁明を求めます。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番(中村昭) (登壇) 意見書第三号、消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。  
意見書第三号

消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書(案)

ここ数年、商品やサービス・金融に関する消費者被害が日本各地において急増し、消費者の暮らしをおびやかしている。国民生活センターの統計によると、全国各地の消費生活センターなどに寄せられた消費者からの苦情件数は、二〇〇二年度には八十三万件に上り、十年前の四・四倍に達している。奈良県においても七千八百二十七件の相談件数で三年連続最多を更新している。

こうした状況を踏まえ、内閣府・国民生活審議会の消費者政策部会では、報告書「二十一世紀型の消費者政策の在り方について」を二〇〇三年五月にとりまとめた。この報告書は、消費者の権利を消費者政策の基本理念とし、消費者保護基本法の抜本改正をはじめ、消費者団体訴訟制度(団体訴権)等の導入を明確に打ち出すなど、日本の消費者政策にとって画期的な整備方針が示されている。

現在政府では、この報告書の具体化に向けて、今年の通常国会で改正法案が審議される見通しとなっている。

よって、国におかれては、消費者にとって安全・安心な暮らしが保障される社会システムを実現するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 一 消費者・事業者間の情報力・交渉力等の格差を是正し、消費者問題に関する施策の充実につなげるため、国際的にも標準となっている「消費者の権利」を明記すること。
- 一 消費者被害を効果的に防止・救済しうる消費者団体訴訟制度を導入するために、導入の根拠となる規定を盛り込むこと。
- 一 消費者政策の推進体制に関する規定について、各省庁に対する勧告等を含め、消費者政策の総合的かつ一元的な体制を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月二十四日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（米田忠則） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） ただいま中村昭議員から提案されました意見書第三号、消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書案に賛成いたします。

○議長（米田忠則） 二十一番井岡正徳議員。

◆二十一番（井岡正徳） ただいま中村昭議員から提案をされました意見書第三号、消費者保護基本法の抜本改正を求める意見書案に賛成します。

○議長（米田忠則） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、四十六番中村昭議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

-----  
○議長（米田忠則） 次に、本日、知事から議案二件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

-----  
△財第七十号

平成十六年三月二十四日

奈良県議会議長 米田忠則殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第九〇号 副知事の選任について

議第九一号 出納長の選任について

以上のとおり提出します。

-----  
△議第九十号

副知事の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十二号の規定により、下記の者を副知事に選任したいので、その同意を求める。

平成十六年三月二十四日提出

奈良県知事 柿本善也

記

西尾哲夫

---

△議第九十一号

出納長の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条第七項の規定により、下記の者を出納長に選任したいので、その同意を求める。

平成十六年三月二十四日提出

奈良県知事 柿本善也

記

橋本弘隆

---

○議長（米田忠則） 次に、平成十五年度議案、議第九十号及び議第九十一号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については、議案ごとに行います。

まず、議第九十号「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第九十一号「出納長の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

---

○議長（米田忠則） 次に、増井勲副知事のごあいさつがあります。

◎副知事（増井勲） （登壇）議長並びに議員の皆様方のご配慮によりまして、ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。ごあいさつを申し上げる機会をいただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

既にご承知のとおり、私は今月の末日をもって任期満了を迎えます。副知事の職を辞することとなりました。一期四年、無事に任期を終えられますこと、これは議員の皆様方の温かいご配慮、ご指導のおかげと、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

昭和三十三年に奉職以来、奈良県職員として通算四十五年間お世話になりました。特にここ十年間は、微力ながら、農林部長、出納長、副知事と務めさせていただきました。満

足感をもって無事に今日を迎えることができましたこと、議員各位をはじめ多くの方々のご指導、ご協力のおかげであります。ここに、高席からではありませんが、皆様方からお寄せいただきましたご厚情に、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、副知事退任後も、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の三公社においてその職務に専念をするようにと仰せつかっております。今後もお世話になることと存じますが、どうかよろしくご指導のほどお願いをする次第でございます。

議員各位におかれましては、どうか健康で県政の一層の進展のためにご尽力、ご活躍いただきますよう祈念申し上げますところでございます。

また、ただいま選任同意をいただきました後任の副知事、出納長に対しまして、私に賜りましたご厚情以上のご厚誼をお願い申し上げ、退任に当たってのお礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。(拍手)

-----  
○議長（米田忠則） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました西尾哲夫出納長のごあいさつがあります。

◎出納長（西尾哲夫） ただいまは副知事選任に同意をいただきまして、誠にありがとうございました。

微力ではございますが、これまで以上に県政発展のために頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のさらなるご指導をどうかよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（米田忠則） 次に、ただいま出納長の選任同意を与えました橋本弘隆福祉部長のごあいさつがあります。

◎福祉部長（橋本弘隆） ただいまは出納長の選任にご同意を賜り、誠にありがとうございました。

もとより微力な私でございますが、与えられました職責を果たせるよう、一日一日一生懸命頑張っておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻、何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

-----  
○議長（米田忠則） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十四条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

-----  
△議員派遣の件

平成十六年三月二十四日



次のとおり議員を派遣します。

#### 第五十五回全国植樹祭

##### (一) 目的

森林に対する愛情を培い、国土の保全、森林資源の確保、環境緑化の推進に寄与する活動に参画する。

##### (二) 場所

宮崎県西都市大字三宅  
西都原古墳群特別史跡公園

##### (三) 期間

平成十六年四月二十四日（土）～四月二十五日（日）

##### (四) 参加者

岩田国夫

-----  
○議長（米田忠則） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

-----  
○議長（米田忠則） これをもって、平成十六年二月第二百七十回奈良県議会定例会を閉会します。

#### △閉会式

○議長（米田忠則） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

二月二十七日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、平成十六年度予算案をはじめとする多数の重要議案及び県政の諸課題について、終始極めて慎重かつ熱心に調査、審議をいただき、上程された議案は、継続審査となりました請願一件を除きまして、すべて滞りなく議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。ここに、議員各位のご協力に対しまして心から感謝を申し上げます次第です。

知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、十分に尊重され、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、桜のつぼみもほころび、陽春の日差しを感じる季節となりました。皆様方におかれましては、新年度を控えご多忙のことと存じますが、健康に十分ご留意をいただき、県勢発展のため一層ご活躍賜りますようお願いを申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し厚くお礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎知事（柿本善也）（登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る二月二十七日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、平成十六年度一般会計予算をはじめ多数の重要案件につきまして、開会以来長期間にわたり慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認をいただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

ここに成立を見ました平成十六年度予算の適正かつ円滑な執行に努めますことはもとより、先ほどの予算委員長報告及び、ただいま議長からお述べのご趣旨に即しますとともに、本会議並びに各委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご提言等につきましては、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないように努めてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、ご健康に留意いただきまして、今後とも県勢発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時五分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	米田忠則
同 副議長	国中憲治
署名議員	森下 豊
署名議員	畠 真夕美
署名議員	上松正知